

会 議 録

会議の名称	岩倉市教育振興基本計画推進委員会評価部会（第１回）
開催日時	令和６年７月１２日（金）１３時３０分から１６時３０分まで
開催場所	岩倉市役所７階　第１委員会室
出席者（欠席委員） 説明者	土屋委員、益川委員、水野委員、内藤委員 説明者：教育長、教育部長、学校教育課長、生涯学習課長、こども家庭課長、管理指導主事、指導主事、学校教育グループ長、学校給食グループ長、生涯学習グループ長、スポーツグループ長、図書館グループ長、学校教育グループ主任
会議の議題	(1) 令和５年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価について
議事録の作成方法	☒ 要点筆記 ☐ 全文記録 ☐ その他
記載内容の確認方法	☐ 会議の委員長の確認を得ている ☒ 出席した委員全員の確認を得ている ☐ その他()
会議に提出された資料の名称	・会議次第 ・岩倉市教育振興基本計画推進委員会評価部会委員名簿 ・岩倉市教育委員会名簿 ・岩倉市教育振興基本計画推進委員会条例 ・令和５年度点検評価報告書＜自己評価＞
公開・非公開の別	☒ 公開 ☐ 非公開
傍聴者数	０　人
その他の事項	

審議内容(発言者、発言内容、審議経過、結論等)
1 開会
2 あいさつ
教育長 ：おはようございます。本日は、教育振興基本計画推進委員会評価部会にお集まりいただきましてありがとうございます。日頃から市の教育行政に様々な角度からご意見をいただき深く感謝いたします。この教育振興基本計画は、平成 29 年度からの 10 年間を見据えて作成していますが、令和 3 年度に計画の中間見直しの作業を実施し、令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 年間を見据えた改訂版が完成したところです。計画の中間見直しでは、昨今の社会情勢、デジタル化やグローバル化、少子高齢化、新型コロナウイルス感染症の影響などを反映しています。本日お願いしています教育振興基本計画の評価は、令和 5 年度に係る事業の実施状況について点検評価をしていただくものですが、昨今、国から示された様々な施策等を視野に、どのような教育行政を進めていくべきか、幅広い視点からの意見を承れるものと思っています。本日と 7 月 19 日(金)の 2 日間にわたり、忌憚のないご意見をお聞かせいた

だきたいと思います。なお、本年から市の組織が再編されました。昨年度までは教育こども未来部という部の中に、学校教育課、生涯学習課、子育て支援課の3課が属していましたが、今年度より、教育部へと名を改め、学校教育課と生涯学習課の2課となりました。子育て支援課は、こども家庭課となり、母子保健を扱う健康課とともに健康こども未来部の所属となりました。部は分かれていましたが「こどもまんなかアクション」に示されるように、「福祉」と「教育」は今後ますます協働する方向です。なお、点検評価の結果につきましては、議会へ報告し、ホームページ等で公表いたします。本日を含めて2日間と限られた日程ですが、皆様のお力添えを重ねてお願い申し上げて、冒頭のあいさつとさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

3 委員紹介

＜ 委員自己紹介・事務局自己紹介 ＞

4 審議

(1) 事務局説明

＜事前送付していた令和4年度事務に関する意見への対応状況及び令和5年度教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価（基本目標1－1～1－2）について事務局説明＞

(2) 質疑

水野委員：資料が月曜日に届き、同じ週の金曜日に会議が開催されるのでは、会議前に資料を読み込むことが難しいです。週末を挟んで資料を確認できるようなスケジュールで送っていただけると有り難いです。また、この計画を評価するにあたり、最初に基本計画の理念を確認したあとで各分野を細かく評価していくという流れがあってもいいと思います。

益川委員：こども家庭センターを設置したということですが、今後の方向性は決まっていますか。県ではこども計画が策定されていますが、市では策定する予定がありますか。また、それに関わる方向性で決まっていることはありますか。

事務局：この後、「No.16「岩倉市子ども条例」の推進」にて今後の計画策定について言及しますので、その際に説明させていただきます。

益川委員：ただ、「1-1 子育て支援の推進」には大きく関わることなので、「こども大綱」に基づく「こども計画」等の策定の動きについては、「1-1 子育て支援の推進」の「今後の方向性」においても触れたほうがよいと思います。また、子育て支援の施策を決める際には、子ども

や保護者が意見表明をすることの必要性が叫ばれている中で、そういったことにも「今後の方向性」で触れておく必要があると思います。

事務局：「No.1 家庭・地域との連携強化」の「今後の方向性」で触れるよう検討します。

内藤委員：「No.7 教員の指導力の向上」で教員研修について触れられています。先日、モンゴルの教員が来日された際に、日本では教員と児童生徒とが対等に向き合っていて素晴らしいという意見を多く聞きました。しかし、その素晴らしいと感じたことをもっと日本の教員と分かち合いたかったとも話していました。そういう学びをシェアする時間がもっと増えたら、教員研修に繋がっていくのではないかと思います。

土屋委員：「No.10 特色ある教育・学校づくりの推進」の中で、「岩倉市授業デザイン研究委員会を核として」授業づくりの方向性を研究するとありますが、具体的な方向性はあるのでしょうか。

教育長：授業デザイン研究会は日々進化しています。理念は少しずつ変わっていきませんが、いつも根本にあるのは構成主義による知識の形成です。そのためにどのような授業スタイルがよいのかということ进行研究しています。

土屋委員：授業デザイン研究会と授業デザインアドバイザーはどのような関係なのでしょうか。

教育長：授業デザイン研究会を立ち上げた当時の校長が退職し、授業デザインアドバイザーとして7校を巡回し、その理念を伝えてもらっています。

土屋委員：「No.8 楽しい授業・わかる授業の実践」では、主体的・対話的な学びの研究について言及されていますが、「No.7 教員の指導力の向上」や「No.10 特色ある教育・学校づくりの推進」にも授業デザインの話が出てきています。「No.10 特色ある教育・学校づくりの推進」の項目に授業デザインのことをまとめるべきではないでしょうか。また、授業デザイン研究会に関わる予算は準備されていますか。

教育長：特色ある学校づくりを実現するために、「魅力ある学びづくり支援事業」という名目で各学校に委託金を準備しています。また、授業デザインアドバイザーは会計年度任用職員ですので、その人件費が予算措置されています。

事務局：「魅力ある学びづくり」については、300万円ほどの委託金を規模に応じて各校に配分しています。その委託金の中で学校ごとの特色を活かした事業を柔軟に展開することができると考えています。

土屋委員：そこに海外の人材を結びつけるような仕掛けを予算化できませんか。岩倉市の特色と学校ごとの特色が結び付けば、コミュニティ・スクールへと繋がっていき、さらに岩倉らしい先進的な取組みになるのではないのでしょうか。「No.10 特色ある教育・学校づくりの推進」はとても重要なので、特に注力すべき項目だと思います。

益川委員：「No.10 特色ある教育・学校づくりの推進」はとても重要な項目なので、もっと強調してアピールしていいのではないのでしょうか。授業デザインアドバイザーについては、今年度の成果をしっかりと振り返りながら、次年度の評価に言及し、今後の方向性についてもしっかり言及いただきたいと思います。また、「学校で好きな授業がある」のアンケートはどうして未実施なのでしょう。

事務局：計画策定時に全国学力状況調査にあったこの指標について、学校へ1問だけアンケートを依頼することが難しい状況でした。

益川委員：教員の働き方改革の影響もあるのかもしれませんが、成果指標として設定しているのであれば、何らかの形でフォローすべきだと思います。

水野委員：「No.1 家庭・地域との連携強化」についてですが、小さい子どもを持つ母親から、母親同士が交流を持てる場が子育て支援センターくらいしかないという声をよく聞いていました。子育て支援センターでは、学区を超えて交流しても、異なる小学校へ入学するとせっかくの縁も途切れてしまうそうです。学区ごとに保護者が交流を持てる行事が定期的開催されると理想的だと思います。また、「No.6 小学校への円滑な接続」についてですが、「就学をより円滑に進めるため」とありますが、入学前から平仮名の読み書きを練習してきている子が多いと感じました。できればそういったことは保護者に共有してほしいです。また、「No.8 楽しい授業・わかる授業の実践」についてですが、自分の子は小学校1年生ですが、すでに、学校の勉強はやらされているようで楽しくないと口にしていきます。教育において根本的に大事なことは、学ぶことの楽しさを感じられるかどうかだと思います。決められた課程を進めなくてはいけないのはわかりますが、学ぶことの根本的な楽しさや、成長する喜びを日々感じられるような環境を整えてあげてほしいなと思います。また、「No.15 学習支援の自己評価」についてですが、岩倉中学校の方が、生徒数が多いにも関わらず、トワイライト学習は、南部中学校の参加者の方が多くなっています。周知方法の工夫によって岩倉中学校の参加者ももっと増えるかもしれません。

土屋委員：今の意見を受けて「No.8 楽しい授業・わかる授業の実践」には、「自己有用感」という言葉もいれてはどうかと思います。

事務局：「No.6 小学校への円滑な接続」へのご意見についてですが、発達に遅れのあるような児童については、園から小学校へ情報提供がされていますが、そうでない児童については、まだまだ十分ではないのかもしれないかもしれません。

土屋委員：保護者がどうやってその問題に関われるのかということではないでしょうか。コミュニティ・スクールにおいて、地域の課題に対して保護者にどんな役割があるのかという課題と同様に、小学校への接続において、保護者にどんな役割が果たせるのかということもこれから話題にあがってくるでしょうから、意識しておく必要があると思います。

< 基本目標 1－2 から 1－3 までについて事務局説明 >

益川委員：「No.16 「岩倉市子ども条例」の推進」についてですが、意見表明できる子どもは限られているということが言われています。意見を訴えることが困難な状況にある子の権利をどう保障するかということが大きな課題となっています。難しいとは思いますが、全ての子どもたちの意見表明の権利をどう保障するかという今後の方向性を検討することができるとよいと思います。また、「No.19 児童生徒・保護者への相談体制の整備」についてですが、スクールソーシャルワーカーや適応指導教室の指導員を増員する等、不登校対策に対して非常にきめ細かく手厚いなと感じました。適応指導教室は市内で一か所しかありませんが、実態としてはそれで十分でなのではないでしょうか。もし、対応しきれていないと感じるのであれば、子育て支援センターへの拡大も長期的に検討することも必要かもしれません。他の自治体では、適応指導教室にすら行けない子の例を聞くことがあります。そういった子に対しては、ここに来て自分の好きな事をすればいいというように、よりハードルを下げた居場所作りをする等の工夫もあると思います。また、昨今、仕事や結婚・出産・子育てについて、子ども自らが主体的に人生設計を考えられるようになるための情報や体験を提供するライフデザイン教育というものが着目されてきています。価値観の押し付けにならないよう注意する必要がありますが、そういった視点も検討するとよいかもしれません。

土屋委員：「No.22 地域等と連携した様々な体験活動の充実」に「子どもの意見を取り入れて」というニュアンスをいれてはいかがでしょうか。さきほど、益川委員の言われた子どもの主体的な参画という考えに繋がっていくのではないのでしょうか。

益川委員：大人が用意したものが、子どもにあてがわれているだけなのではないかという議論があると聞きます。例えば、学校運営協議会等においても、大人は子どものために良かれと思って様々なことを提案しますが、もしかしたらそれが子どもにとっては少しお節介と受け取られているかもしれないのです。学校運営協議会そのものにも子どもの参画が必要なのではないのでしょうか。子どもの主体的参画は非常に重要な要素です。

水野委員：「No.19 児童生徒・保護者への相談体制の整備」についてですが、適応指導教室は、今年度から教育支援センターへと改まりました。担う役割も変わってきているので、今後の方向性に記載してもいいのかなと思います。また、スクールソーシャルワーカーが1名増員となりましたが、教育に福祉に専門家が入ることは非常に効果的だと思います。増員された方は福祉関係の相談員の経験があるのでしょうか。

教育長：増員したスクールソーシャルワーカーは元校長です。もともと配置されてたスクールソーシャルワーカーが社会福祉士の有資格者です。

水野委員：学校現場を知っているということも大事だとは思いますが、万一、学校体制に何かしら問題があった場合に、そこを指摘できるような第三者的な立場にある人材が適切だと思います。また、「No.22 地域等と連携した様々な体験活動の充実」の今後の方向性についてですが、主体的な意思を感じられないため、「地域に開かれた学校を目指します。」といったようなもっと積極的な内容を追加した方がよいと思います。また「No.24 平和理解の推進」についてですが、戦争体験の語り部の高齢化が進み、直接講話いただくということも難しくなると思われます。今後、こういった事業を継続するにあたり、どうやって継承していくのか方向性はありますでしょうか。

事務局：この事業については、個人ではなく、団体に依頼しています。直接体験された方だけでなく、親族等にも登壇してもらっています。

水野委員：戦争の要因は本当に複雑です。戦争の愚かさや悲惨さを学ぶことも大事だとは思いますが、戦争の要因となる国際問題を学ぶことも大事なのではないかと思います。また、「No.25 国際的な視点の育成」についてですが、外国籍児童生徒が多く在籍しているという特色を生かし、外国籍の保護者の方が自国の料理をみんなに振る舞うといった取組を学校でも実施することができればいいなと思います。

内藤委員：給食のリクエストを子どもたちから集める際に、外国籍児童生徒が自国の料理のリクエストするということがあればいいですね。

土屋委員：自分の文化に関係あるものが、学校で提供されたりすると、アイデンティティや居場所の形成に繋がるそうなので、重要なことかもしれません。

内藤委員：「No.18 道徳教育の充実」において、「「小さな道徳」の教材を考えていきます。」とありますが、この教材を子どもたち自身で考えていくことができれば面白いなと思いました。大人が子どもはこうあるべきだと当てはめる道徳ではなく、子どもたち自身で考えながら気付くということも効果的なのではないのでしょうか。また「No.25 国際的な視点の育成」につい

てですが、モンゴルとの交流において、児童生徒を派遣するだけではなく、モンゴルから児童生徒を受け入れる方向性はないのでしょうか。

事務局：現段階ではわかりません。受け入れには多くの課題もありますので、これから整理していきたいと思います。

土屋委員：「No.31 安全でおいしい魅力ある学校給食の提供」の課題・今後の方向性に「食中毒予防や感染症対策に努め、安全でおいしい魅力ある給食の提供に努めます。」となっていますが、「努めます。」は「提供します。」としてはいかがでしょうか。また、全体的に可能なところは表現を統一してはいかがでしょうか。

事務局：最後の文章中に「食中毒予防や感染症対策に努め、」とあり、文末も「努めます。」では表現が重複してしまうため、文末は「～します。」へ改めたいと思います。

益川委員：「努めます。」は若干含みを持たせる表現で、「～します。」は断言する表現です。「～します。」の方がいいと思います。

土屋委員：「努めます。」は分かりにくいのかもしれません。分かりやすく表現すればいいと思います。

水野委員：26 ページの成果指標についてですが、「朝食を毎日食べている児童生徒の割合」の低さが気になっています。どうして低いのか、深掘りする必要があると思います。また、「No.30 学校における食育の充実」において、野菜や稲作りの指導を行っていると思いますが、生産現場に子どもたちが関わることは、非常に重要です。全ての小学校で農業体験を実施してほしいと思います。それがなによりの食育に繋がると思います。また、「No.32 学校給食における地産地消の推進」についてですが、岩倉産の作物の使用量が減少しています。そんな中、市の生産者から作った作物を給食に出したいという声を聞くこともあります。給食にはまとまった量を提供しなければならないことは理解していますが、個々では少量でも、生産者同士が協力して、適量を提供しようといったことが話し合えたらいいいと思います。生産者と教育委員会等、当事者同士が集まって協議する場を設けてほしいと思います。

土屋委員：「No.32 学校給食における地産地消の推進」の今後の方向性についても、「努めます。」ではなく、「連携します。」の方がよいと思います。

< 基本目標 1－5 から 1－6 までについて事務局説明 >

水野委員：「No.36 地域とともにある学校運営の推進」についてです。岩倉中学校でもコミュニティ・スクールが始まりましたが、学校から地域に向けて「こんなこと一緒にやりましょう。」や「力を貸してください。」と発信するだけでなく、保護者や地域の方から「わたしこんなことができます。」と発信してもらう流れがあると、想定以上の発展性があるのではと思いました。保護者配信アプリ「すぐーる」を活用すれば可能だと思うので、検討してみたいはいかがでしょうか。

土屋委員：学校のための地域だけではなく、地域のための学校というような双方向性が実現すれば、とても効果的ですね。

事務局：コミュニティ・スクールが始まった岩倉中学校区において地域連携コーディネーターを配置しています。まだ手探りの状態ですが、関係者の連絡調整や学校ごとの課題を洗い出すことをしてもらっています。

土屋委員：地域連携コーディネーターは何人くらいいますか。

事務局：各学校に2名以内です。

益川委員：充実していますね。また、今後の方向性において、「実働組織の検討」とありますが、組織作りを今年度に検討していくのでしょうか。例えば、学校運営協議会の下に部会を作って、それを国の地域学校協働本部に位置付けるというような方向でしょうか。

教育長：スクールガードや読み聞かせボランティア等、様々な方が学校に関わっていただいています。そのような方々の力を借りて、地域学校協働本部に位置付くような実働部隊を組織します。例えば、学習支援部や環境支援部、安全を見守る部を設ける等、学校ごとに検討していく予定ですが、まだその裾野は広がっていない状況です。その繋がりをどれだけ横に繋げるか、そのような方々をどう増やしていくかがこれからの課題です。

益川委員：新しい組織を作るのではなく、現在ある人たちを活かしてという方向性でいいと思います。その実働組織の検討の中に、学校から地域へという動きはありますか。全国的には地域行事部というような部のある学校があり、子どもたちが地域の行事に参画するという取組を実施しているという話を聞きます。

教育長：ボランティア活動に参加するという動きは、これまでもありますが、参加するだけであって「参画」というところには至っていません。学校運営協議会にも子どもたちに関わらせたいと思い、「どんな学校の将来像を描いていますか。」とオンラインで子どもたちに投げかけていますが、対面で話し合うことはできていない状況です。まだ先の話かも

しませんが、子どもたちが学校運営協議会に積極的に参画していくという姿が理想だと思っています。

益川委員：その通りだと思います。そのためにもまずは、大人が目指すべき子ども像をしっかりと熟議できているかということがとても重要です。スタートとしては、十分よくできていると思います。地域には多くのサークルや団体があるかと思いますが、それらが学校と地域の連携にどう関わっていけるかという工夫が必要になってくると思いますので、その内容についても次回の会議でお聞きできるといいと思います。

内藤委員：地域側の者としては、受け皿として頑張らなきゃいけないなと思いました。

土屋委員：今回の評価の中に「コミュニティ・スクール」という言葉が本当に多く出てきましたので、いかに重要と捉えているのかがわかります。今後も力を入れて推し進めていっていただきたいです。

水野委員：「1-6 安心して学べる環境づくり」についてですが、昔は学校のプールが開放されていましたが、今は開放されていません。自分の子どももプールを求めて市外まで自転車を出かけてしまいましたが、遠方なので心配です。岩倉市でもプールを開放できないのでしょうか。

事務局：小学校のプールについては、施設の老朽化もあり、数年前から5校中4校が民間業者へ委託されていますので、現状では自校のプールを開放することは難しいです。

益川委員：学校の統廃合の問題は出てきているのでしょうか。

教育長：一番規模の小さい岩倉東小学校では、1学年あたりの人数が20人程度ですから、いつも問題にはなりません。しかし、あの小規模校の雰囲気求めてわざわざその地区に転入してこられる方もいます。今のところ児童数も大きく減少するような見込みはないので、現状維持とし統廃合の予定はありません。

土屋委員：将来的に日本の人口は減らずに、外国人の人口が増加する未来があるかもしれません。そうなれば、岩倉市はモデル都市となる可能性もあります。

益川委員：用語の統一をした方がよいと思います。例えば、「LGBT」と「LGBTQ」や「司書」と「図書館司書」で表現がバラバラになっています。

7 その他

事務局：次回の会議は、7月19日（金）午後2時、場所は市役所7階第1委員会室で開催します。本日はありがとうございました。

8 閉会